

令和5年度 学校いじめ防止基本方針

東久留米市立 第七小学校
校長 伊藤 幸一

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どこの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「第七小学校いじめ防止基本方針」を策定した。
本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権意識を高めます。
- 校内に児童と児童、児童と教員をはじめとする温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍しているなどの一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめを未然に防止するために

＜児童に対して＞

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるよう学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識を醸成する。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・道徳の時間や学級活動での指導を通して、思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にすることを育む。
- ・児童が「いじめは決して許されないこと」という認識をもつようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないこともあわせて指導する。
- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子供が生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実する。
- ・教員が「いじめは決して許さない」という姿勢をもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

＜学校全体として＞

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、その結果と児童の様子の変化などについて教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」等に関する校内研修を行い、「いじめ」についての本校教職員の理解と実践力を深める。

- ・校長が、「いじめ」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気付いた時は、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。（人権集会）等
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

＜保護者・地域に対して＞

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校により、授業参観日の道徳の授業、評議員会等で伝えて、理解と協力を依頼する。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

＜早期発見に向けて・・・「変化に気付く」＞

- ・児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

＜相談ができる・・・「誰にでも」＞

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、直ちに管理職に報告するとともに、職員夕会等通して校内で情報を共有するようにする。

＜早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」＞

- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめをしている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをすることをやめさせる。
- ・いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、共に連携し合っていくことを伝えていく。

4 継続指導

- ・「いじめの指導状況管理一覧」シートを活用し、記録等に基づくきめ細やかな指導を継続的な対応を行い、再発防止に努める。

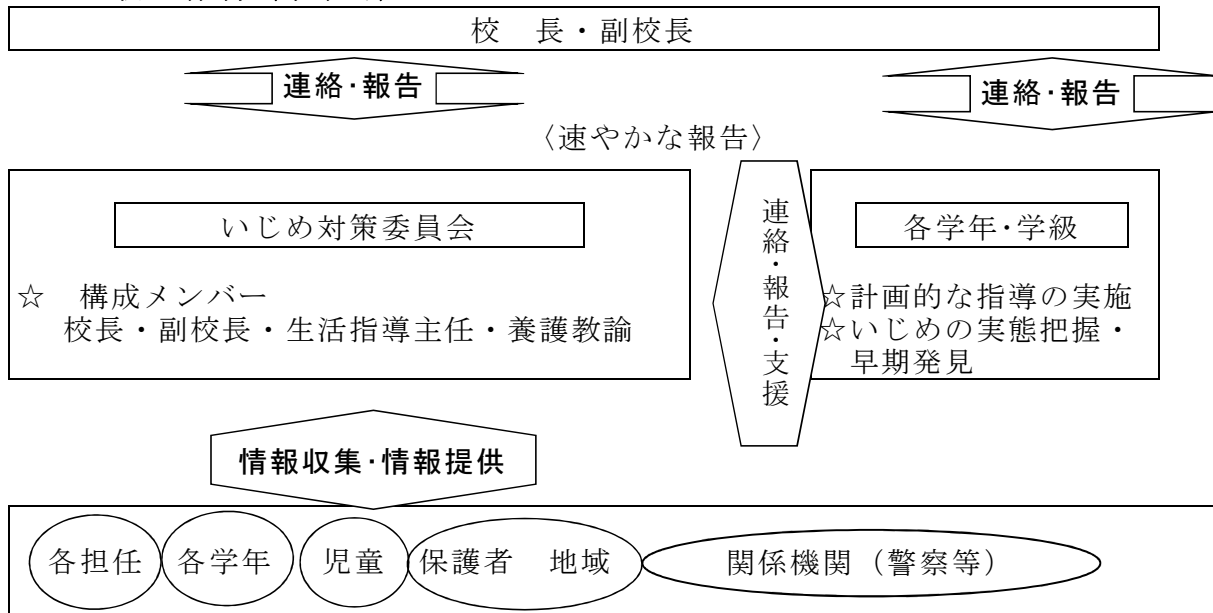
5 校内体制について（詳細を7項以降に示す）

- (1) 校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭とする。
- (2) 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- (3) いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- (4) 学校評価においては、年度毎の取組において、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

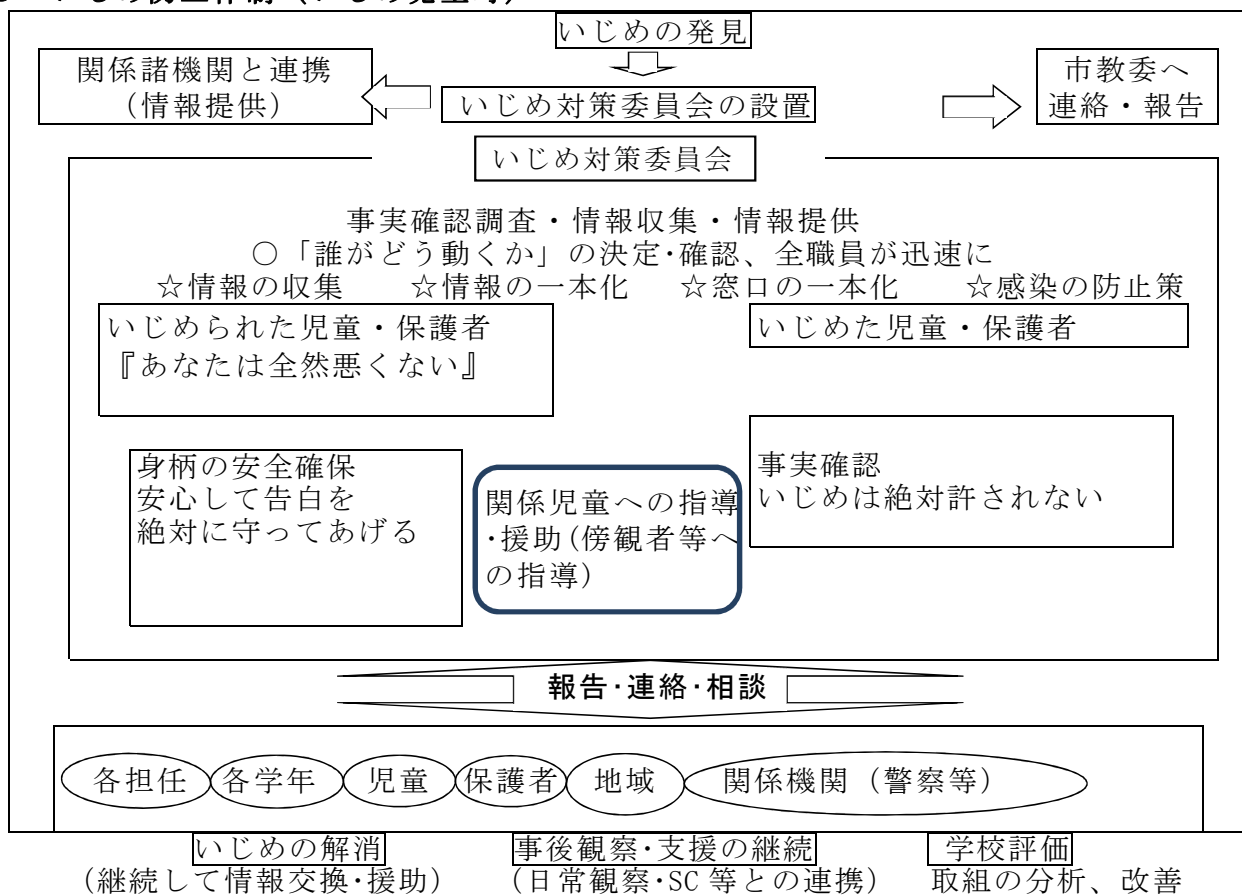
6 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- (1) いじめの事実を確認した場合の東久留米市市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応については、法に則して、育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。
- (2) 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを進める。

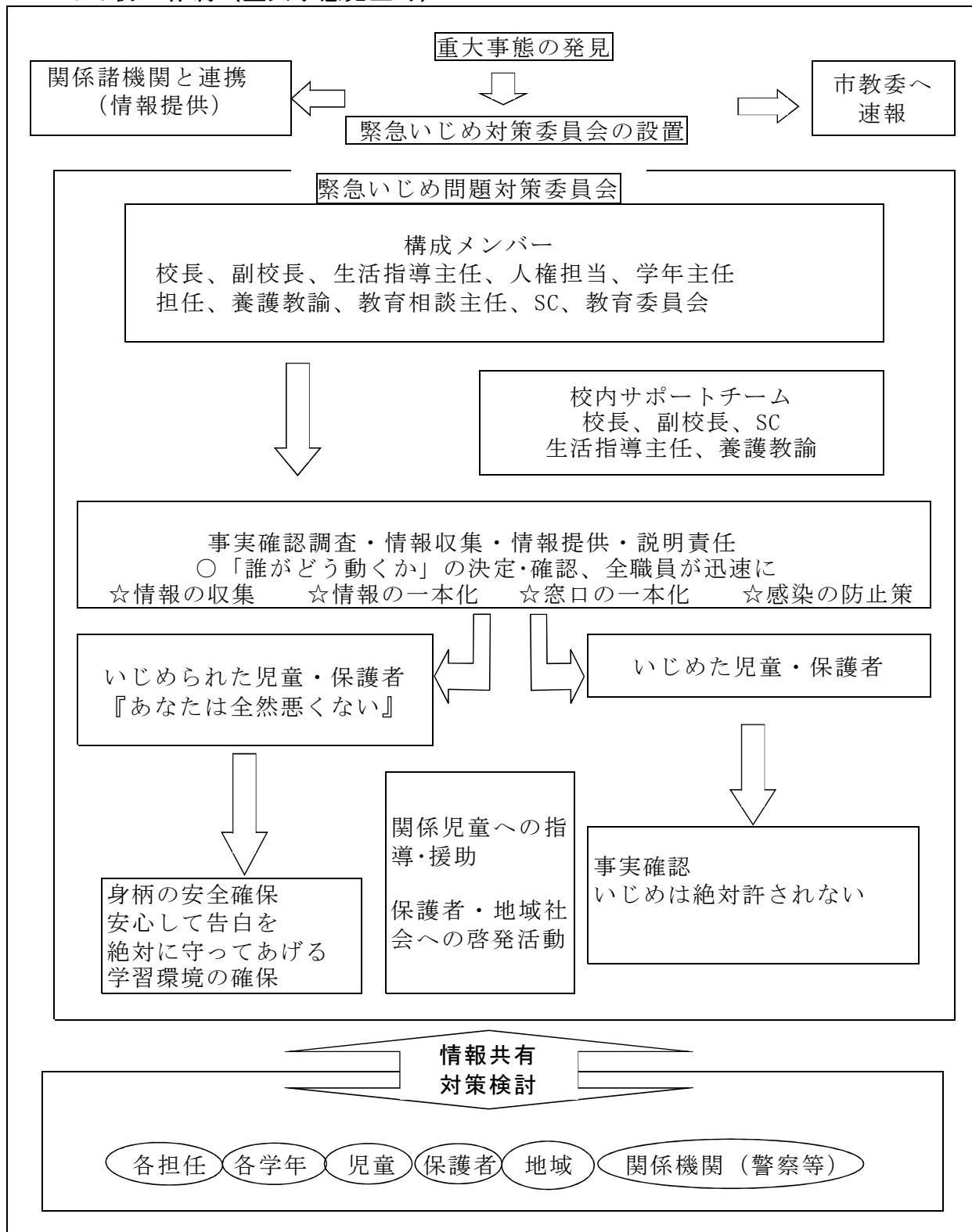
7 いじめ防止体制（平常時）



8 いじめ防止体制（いじめ発生時）



9 いじめ防止体制（重大事態発生時）



重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ対策委員会を立ち上げ、組織的に対応する。
同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校児童の不安を解消させる。